

平成24年度特定再資源化預託金等の出えん等について

使用済自動車の再資源化等に関する法律第98条第1項の規定に基づき、資金管理法人は、その管理する再資源化預託金等のうちに特定再資源化預託金等があるときは、主務大臣の承認を受けて、当該特定再資源化預託金等を、その資金管理業務の実施に要する費用に充て、又は指定再資源化機関に対し離島対策支援事業等に要する費用として、若しくは情報管理センターに対し情報管理業務に要する費用として出えんできることとなっている。

1. 平成24年度における情報システムの改善策実施における性能対策に要する費用(以下「性能対策費用」という。)に係る特定再資源化預託金等の出えん等(詳細は資料3-6を参照)
 - (1)平成24年度上半期においては、資金管理法人及び情報管理センターが負担する性能対策費用として、特定再資源化預託金等をそれぞれ505百万円充て、及び321百万円出えんする。
 - (2)平成24年度下半期については、金額が確定してから、特定再資源化預託金等を資金管理法人において充て、及び情報管理センターに対し出えんする。
2. 平成24年度における東日本大震災による番号不明被災自動車の処理に要する費用に係る特定再資源化預託金等の出えん等(詳細は資料3-7を参照)

平成24年度における当該特定再資源化預託金等の出えん等の上限を資金管理法人において191百万円及び指定再資源化機関において4百万円とし、必要とする特定再資源化預託金等が確定した後に経済産業大臣及び環境大臣への承認申請を行う。
3. 平成24年度における離島対策等支援事業に要する費用に係る特定再資源化預託金等の出えん(詳細は資料3-8を参照)

平成24年度離島対策等支援事業に要する費用として特定再資源化預託金等を指定再資源化機関に対し108百万円出えんする。

以上のとおりの平成24年度における特定再資源化預託金等の出えん等計画について、平成24年3月開催の資金管理業務諮問委員会の審議及び理事会の議決を受けた後、経済産業大臣及び環境大臣に対して承認申請を行う。

なお、出えん等の原資となる特定再資源化預託金等の平成24年1月末における残高は、7,442.7百万円である(別紙参照)。

以上